第明治三十五種郵便物認可日

平成２２年（フ）第４９２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18861番地110
債務者　黒木みどり
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１７号
宮崎市大字富吉4325番地
債務者　野田　里恵
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１９号
宮崎県西都市大字南方3985番地１　山崎アパート２号
債務者　松浦ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２３号
宮崎市日ノ出町63番地　日ノ出ハイツ406号
債務者　鈴木　　望（旧姓神掛）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４０号
宮崎市日ノ出町63番地　日ノ出ハイツ406号
債務者　鈴木　浩次
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９号
宮崎市大和町131番地２　すずらん
債務者　中竹　　稔
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
鹿児島県霧島市溝辺町三縄834番地
債務者　中玉利明美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
千葉市緑区土気町1277番地２、申立時の住所千葉県茂原市本納2377番地２
債務者　佐々木　猛
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
富山市西荒屋121―１　サンライズエアポート103、住民票上の住所富山市東石金町４番17号
債務者　綱　　愛光
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６４号
富山県中新川郡立山町蔵本新425番地の３
債務者　平松　啓二
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６７号
富山市蜷川１番地11
債務者　浦田　智子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６８号
富山市赤田768番地　コーポ赤田107号
債務者　春日トミコこと　西村登美子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５００号
福井市下森田本町３の１番地
債務者　松井　祥代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
福井県鯖江市糺町第38号90番地
債務者　中山　充成
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
兵庫県宝塚市小林３丁目７番８号　ファミール宝塚Ｄ棟101号室
債務者　山口　利男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県宝塚市美座２丁目15番９号　クレール宝塚Ⅱ307号
債務者　岩澤　明美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県伊丹市緑ヶ丘２―167―101、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉中４丁目16番12号
債務者　児玉　初枝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目18番20号
債務者　新海　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部